

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1第59の項を次のように改める。

59 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項、第115条の12第1項及び第115条の45の5第1項の規定に基づく指定又は更新申請手数料	
(1) 指定地域密着型サービス事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 20,000円
イ 指定更新申請	1件につき 10,000円
(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 4,000円
イ 指定更新申請	1件につき 2,000円
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業事業者	
ア 新規指定申請	1件につき 4,000円
イ 指定更新申請	1件につき 2,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法（平成9年法律123号）第115条の45の5第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業制度を実施するにあたり、審査の実施に係る手数料を徴収するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。